



鮮やかな紅葉の季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向

① 平成29年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会平成29年度第2回安全対策部会 第177回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】議事要旨の公開（経済産業省・厚生労働省）

平成29年9月22日に開催された標記会合の議事要旨が公表された。平成29年8月の答申で化審法の第一種特定化学物質に指定することが適当とされたデカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンの個別の適用除外の取扱い及びこれらの物質群が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等に関するもので、デカブロモジフェニルエーテル及び短鎖塩素化パラフィンについて、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当であるとの結論が得られた。

http://www.meti.go.jp/committee/kagakubusshitsu/anzentaisaku/pdf/h29_02_01_giji.pdf

② 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定（主務大臣関係府省庁）

平成29年10月16日に発効した水銀に関する水俣条約の国内担保法である水銀汚染防止法第3条に基づく、「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」が策定され、10月16日付けの官報に掲載された。また、水銀に関する水俣条約関係府省庁連絡会議より図表入りの報告書形式で同計画を公表した。本計画は水俣条約第20条の規定に基づき作成する実施計画に相当するものとして、今後同規定に基づき条約事務局に提出される予定である。 <http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171016002/20171016002.html>

海外動向

① 残留性有機汚染物質検討委員会第13回会合(POPRC13)の結果(UNEP)

平成29年10月17日～20日、ローマにおいて残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の第13回検討委員会(POPRC13)が開催された。本会合では、ジコホルムについて条約上の廃絶対象物質(附属書A)への追加を締約国会議に勧告することが決定したほか、パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質について、POPs条約上の位置付け及び適用除外について更なる情報収集を行い引き続き検討することが決定した。また、新たに提案されたペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質について、条約対象物質とする必要性についての検討を進めることが決定した。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171024002/20171024002.html?from=m>

<http://www.env.go.jp/press/104702.html>

② OECDテストガイドラインの追加、更新、削除を公表(OECD)

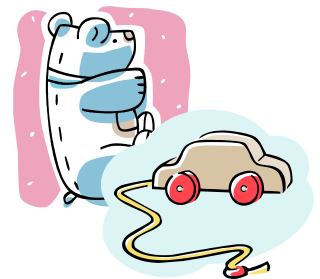
OECDは、科学技術の進歩を反映し、10件のテストガイドラインの追加、6件の更新、1件の削除を行った。追加されたガイドラインには、ナノマテリアルの安全性評価に関連する3つのガイドライン(TG 412、TG 413、TG 318)が含まれる。 <http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/>

③ 子供用製品中のフタル酸エステル類を規制する規則案を可決(米国CPSC)

米国消費者製品安全委員会(CPSC)は10月18日、5種のフタル酸エステル(DINP、DPENP、DHEXP、DCHP、DIBP)について、これらを0.1%以上含有するおもちゃ及び子供用品を禁止する最終規則を可決した。既にDEHP、BBP、DBPについては子供用品中への含有が禁止されており、フタル酸エステル類の規制が拡大される形となる。

<https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Final%20Rule%20-%20Phthalates%20-%20September%2013%202017.pdf?nArsRDzq81e90J4Re2BFAzjdQHxq8Mh>

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/CPSC-Prohibits-Certain-Phthalates-in-Childrens-Toys-and-Child-Care-Products>



特集：物理化学的危険性 その①

今月号から、GHS 分類項目の物理化学的危険性の 16 項目について、3 回に分けて概要をご紹介します。第 1 回は、爆発物から高圧ガスまでの 5 項目についてです。なお、JIS Z7252 に基づく国内の分類結果を示しています。

物理化学的危険性の分類項目(1)

分類項目	概要
爆発物	それ自体の化学反応により、周囲の環境に影響を及ぼす温度、圧力、速度でガスを発生する能力のある固体又は液体物質(混合物)である。等級 1.1 ~1.6 及び「不安定爆発物」に分類される。分子内に爆発性に関する原子団を含んでいない場合は「分類対象外」となる。
可燃性又は引火性ガス(化学的に不安定なガスを含む)	標準気圧 101.3 kPa、20°Cにおいて、空気との混合気が爆発範囲(燃焼範囲)を有するガスである。区分 1、2、A、B に分類される。また、化学的に不安定なガスとは空気や酸素がない状態でも爆発的に反応しうる可燃性/引火性ガスであり、区分 A,B に分類される。
エアゾール	金属、ガラス、プラスチック製の再充填できない容器に圧縮、液化、加圧溶解されたガスを充填し、エアゾール噴霧器を備えたものである。区分 1、2、3 に分類される。
支燃性又は酸化性ガス	酸素の供給により、空気以上に他の物質を燃焼させる、又は燃焼を助けるガスである。区分 1 に分類される。
高圧ガス	200 kPa (ゲージ圧)以上の圧力で容器に充填されているガスである。高圧ガスは、圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス、溶解ガスに分類される。

物理化学的危険性の分類は、国連文書に記載された試験法によって判定されます。来月号は、引き続き物理化学的危険性の分類項目について紹介します。

お知らせ

○専門誌記事執筆

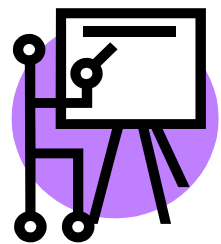
月刊雑誌「化学物質管理(情報機構)」2017 年 10 月号において、本機構の片桐職員がコラム「改正労働安全衛生法対応のリスクアセスメントについて」の執筆を担当しています。改正労働安全衛生法におけるリスクアセスメント義務化の対応について分かりやすく解説します。

http://www.johokiko.co.jp/publishing/BM160800_1710_index.php

○セミナー「国内化学物質関連法規制のポイントの理解」

11 月 15 日(水)に江東区産業会館(東京都江東区)において開催されるセミナーで本機構の吉川職員が講師を務めます。割引制度がありますので参加ご希望の方は本機構までご連絡ください。

http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA171161.php



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

安全性評価技術研究所 研究第二部

Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)

URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp